

# 自然災害発生時に おける対応について

～南海トラフ地震、水害（洪水）を中心に～

（水防法改正に伴う避難確保計画兼用）

やまね病院 災害対策委員会



平成28年9月 1日  
平成29年8月 1日改訂  
平成29年9月30日改訂

平成29年9月30日

(新規)

## 水防法改正について

(目的)

当該施設は、名古屋市地域防災計画に定める浸水想定区域内の事業所等に該当し、改正水防法では、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。本マニュアルは、水防法改正（平成29年5月公布・同年6月19日施行）に伴う、避難確保計画を兼用する事とする。

○避難確保計画の主な内容

避難経路と避難場所について

(追記) 内容を参照

○訓練について

年2回（3月・8月）実施される

防災訓練にて同時に行うものとする。

## 自然災害における対応について

東海地方に影響を与える自然災害として想定されるのは、南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震）があります。今後かなりの確率にて発生する事が懸念されており、その地震対策を講じておく必要があります。

当施設の防災マニュアルには（3 震災時行動に P22）について詳細を示しておりますが、ここでは改めて、必要と思われる対策及びチャートを示していきます。

### 【名古屋市の防災体制について】

#### ○ハザードマップについて

洪水・内水ハザードマップ

（庄内川・矢田川及び新地蔵川・八田川の氾濫想定）

津波ハザードマップ

（港区、南区想定）

地震マップ

（北区及び、詳細地図）

徒歩帰宅支援マップ

（北東版）

地震・液状化、被害想定図

避難所マップ

（北区・詳細地図）

#### ○名古屋市における注意情報・警戒情報発令の確認

水道・電気・ガス・電話などの

ライフラインの確認

公共交通機関の確認など

#### ○事業所の対策について

ソフト面：災害対策時組織編成

災害時緊急連絡網整備

復旧計画作成など

ハード面：建築物の耐震化

設備の固定

物資の備蓄など

## 【震災発生後の活動について】

- 緊急地震速報にて俊敏な情報収集  
地震発生直後の緊急速報を活用する
- 地震発生時の初動対応  
身の安全を第一とし、避難、誘導、自衛消防組織活動開始
- 被害状況の確認  
避難誘導、人命救助、建物被害状況確認
- 人命救助など  
自事業所内での、救出、救護活動避難  
地震発生後の避難は冷静に二次災害を起こさないよう避難経路を確認しておく
- インフラ等機能不全への対応  
停電：電力が復旧するまでの自火発電を準備する  
断水：事業所内の備蓄確認  
ガス：再供給されるまで、漏洩等二次災害防止を図る  
通信：従業者の安否確認には各携帯電話社による災害用伝言ダイヤル活用

# 災害対策時組織編成

- 地震災害時における職員参集について
  - 勤務時間内：災害マニュアルなど参照し対応
  - 勤務時間外：参集職員は、施設長、主任以上の職員及び施設近隣にて参集可能な職員とする
  
- 通信方法について
  - 携帯電話もしくは各携帯電話会社での災害用伝言ダイヤルなどを活用する
  
- 連絡方法について
  - 災害時緊急連絡網を使用する
  
- 参集後の対応について
  - 判定会にて召集後任務役割分担を行う
  
- 役割（対策組織図）
  - 災害対策本部
  - 避難誘導班、伝達班、消防班、設備班、復旧班など

平成28年9月 1 日更新

平成29年8月1日

(追記)

## 避難経路と避難場所について

(目的)

災害時人命確保のため、避難経路・避難場所について明記する事

○避難する対象者とは

- 1) 災害発生時における外来及び入院患者様
  - 2) 同様に職員
- 特例) 地域住民へ避難場所の確保と提供

○避難経路とは

院内避難経路参照の事

○避難場所とは

地震発生時は施設外にて待機

名古屋市指定避難場所：別紙避難所マップ（詳細）参照

当院東駐車場：別紙資料参照

※洪水（水害）時は施設内の最高階にて待機